

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 5 0 号

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 5 2 年函館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部または一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。